

令和7年度

三田市三輪財産区一般会計

歳入歳出決算審査意見書

三田市監査委員

(公 印 省 略)
三 監 第 29 号
令 和 8 年 8 月 26 日

三田市三輪財産区管理者
三田市長 田 村 克 也 様

三田市監査委員 増 田 豊

同 竹 本 昌 弘

令和7年度三田市三輪財産区一般会計
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和7年度三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算及び決算附属書類について審査した結果、次のとおりその意見書を提出します。

令和7年度 三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和8年6月3日から令和8年8月19日まで

第3 審査の目的

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書(以下「決算書等」という。)が地方自治法等の関係法令にしたがって作成されているか、その計数は正確であるか、予算執行、会計処理及び財産管理は適正に行われているかを主眼として、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査の視点(財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令にしたがって、適正かつ効果的に執行されているか)を踏まえて検証し、その結果を意見として表明することを目的としました。

第4 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された決算書等について、関係帳簿及び証拠書類と照合等を実施するとともに、関係職員から説明の聴取等を実施しました。

また、これらの実施については、三田市監査基準に基づき、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、審査を効果的かつ効率的に実施するためリスク・アプローチにより実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された決算書等については、地方自治法等の関係法令にしたがって作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合等の結果、正確であり、予算執行、会計処理及び財産管理は法令に基づき概ね適正に行われていると認められました。

なお、審査の概要は次のとおりです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 決算状況

(1) 決算状況について

当年度の決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

区分 年度	予 算 現 額	歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ 繰越すべき 財 源	実質収支額	単年度収支額
令和7年度	31,876,000	31,893,924	29,121,733	2,772,191	0	2,772,191	49,927
令和6年度	42,619,000	37,321,153	34,598,889	2,722,264	0	2,722,264	△5,481,834
比較増減	△10,743,000	△5,427,229	△5,477,156	49,927	0	49,927	5,531,761
前年度比	△25.2	△14.5	△15.8	1.8	-	1.8	△100.9

当年度の決算状況は、予算現額が31,876千円に対して、歳入決算額は31,894千円、歳出決算額は29,122千円となったことから、形式収支額は2,772千円の黒字となり、翌年度へ繰越すべき財源は0円となったことから実質収支額は2,772千円の黒字となっています。また、前年度実質収支額2,722千円の黒字を差し引いた単年度収支額は50千円の黒字となっています。

(2) 歳入

歳入の決算状況を前年度と比較すると次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		不納欠損額	収入未済額
			予 算 比	収 納 率		
令和7年度	31,876,000	31,893,924	31,893,924	100.1	100.0	0
令和6年度	42,619,000	37,321,153	37,321,153	87.6	100.0	0
比較増減	△10,743,000	△5,427,229	△5,427,229	12.5	0.0	0
前年度比	△25.2	△14.5	△14.5	14.3	0.0	-

予算現額は31,876千円で前年度と比較すると、10,743千円(25.2%)の減となっています。

調定額は31,894千円で前年度と比較すると、5,427千円(14.5%)の減となっています。

収入済額は31,894千円で前年度と比較すると、5,427千円(14.5%)の減となっており、予算現額に対する割合は100.1%で12.5ポイントの上昇、調定額に対する割合(収納率)は100.0%で変動なしとなっています。

不納欠損額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

収入未済額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

また、款別歳入決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

区分 款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		不納欠損額	収入未済額	前年度 収入済額
			収 納 率	構成比率			
財産収入	29,151,000	29,171,660	29,171,660	100.0	91.5	0	29,117,055
繰入金	1,000	0	0	-	0.0	0	0
繰越金	2,723,000	2,722,264	2,722,264	100.0	8.5	0	8,204,098
諸収入	1,000	0	0	-	0.0	0	0
合 計	31,876,000	31,893,924	31,893,924	100.0	100.0	0	37,321,153

収入済額の構成比率は、財産収入が91.5％、繰入金が0.0％、繰越金が8.5％、諸収入が0.0％となっています。

収入済額を前年度と比較すると、財産収入が29,172千円で55千円(0.2％)の増、繰入金が0円で増減なし、繰越金が2,722千円で5,482千円(66.8％)の減、諸収入が0円で増減なしとなっています。

これらの科目の内容は、次のとおりとなっています。

財産収入は、29,172千円のうち29,000千円(財産収入に占める割合99.4％)が三田ゴルフ(株)への土地貸付収入となっており、この三田ゴルフ(株)への土地貸付収入が三輪財産区歳入決算総額(31,894千円)に占める割合は90.9％となっています。

三田ゴルフ(株)への土地貸付収入の推移は次表のとおりとなっており、前年度と比較すると、増減なしとなっています。

(単位:円、％)

項目	年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	令和7年度	前年度比				
三田ゴルフ場土地貸付収入	29,000,000	0.0	29,000,000	29,000,000	29,000,000	28,000,000

繰越金は、前年度からの繰越金となっています。

(3) 歳出

歳出の決算状況を前年度と比較すると次表のとおりとなっています。

(単位:円、％)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額		翌年度繰越額	不 用 額	
		執行率			予算比	
令和7年度	31,876,000	29,121,733	91.4	0	2,754,267	8.6
令和6年度	42,619,000	34,598,889	81.2	0	8,020,111	18.8
比較増減	△ 10,743,000	△ 5,477,156	10.2	0	△ 5,265,844	△10.2
前年度比	△25.2	△15.8	12.6	-	△65.7	△54.3

予算現額は31,876千円で前年度と比較すると、10,743千円(25.2％)の減となっています。

支出済額は29,122千円で前年度と比較すると、5,477千円(15.8％)の減となっており、予算現額に対する割合(執行率)は91.4％で10.2ポイントの上昇となっています。

翌年度繰越額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

不用額は2,754千円で前年度と比較すると、5,266千円(65.7%)の減となっており、予算現額に対する割合は8.6%で10.2ポイントの低下となっています。

また、款別歳出決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

款	区分	予 算 現 額	支 出 済 額		翌年度繰越額	不 用 額	前 年 度 支 出 済 額	
			執 行 率	構 成 比 率				
議会費		4,401,000	3,687,979	83.8	12.7	0	713,021	4,216,815
総務費		16,373,000	15,634,795	95.5	53.7	0	738,205	18,678,176
諸支出金		10,115,000	9,798,959	96.9	33.6	0	316,041	11,703,898
予備費		987,000	0	0.0	0.0	0	987,000	0
合 計		31,876,000	29,121,733	91.4	100.0	0	2,754,267	34,598,889

支出済額の構成比率は、議会費が12.7%、総務費が53.7%、諸支出金が33.6%、予備費が0.0%となっています。

支出済額を前年度と比較すると、議会費が3,688千円で529千円(12.5%)の減、総務費が15,635千円で3,043千円(16.3%)の減、諸支出金が9,799千円で1,905千円(16.3%)の減、予備費が0円で増減なしとなっています。

これらの科目の内容は、次のとおりとなっています。

議会費は、3,688千円のうち3,285千円(議会費に占める割合89.1%)が三輪財産区議会議員報酬及び手当となっています。

三輪財産区議会議員報酬及び手当は前年度と比較すると、375千円(12.9%)の増となっています。

総務費は、15,635千円のうち7,293千円(総務費に占める割合46.6%)が三輪会館指定管理料、4,722千円(総務費に占める割合30.2%)が三輪財産区基金に対する基金積立金となっています。

三輪会館指定管理料は前年度と比較すると、105千円(1.5%)の増となっています。

基金積立金の推移は、次表のとおりとなっており、前年度と比較すると、5,476千円(53.7%)の減となっています。これは、前年度繰越金の減少によるものとなっています。

(単位:円、%)

項目	年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	令和7年度	前年度比				
三輪財産区基金積立金	4,722,000	△53.7	10,198,000	5,462,000	10,071,000	15,210,000

諸支出金は、次表のとおりとなっており、節別の支出済額の構成比率は、負担金補助及び交付金が84.6%、補償補填及び賠償金が0.1%、繰出金が15.3%となっています。

また、節別の支出済額を前年度と比較すると、負担金補助及び交付金が8,289千円で975千円(10.5%)の減、補償補填及び賠償金が10千円で増減なし、繰出金が1,500千円で930千円(38.3%)の減となっています。

(単位:円、%)

節・支出先等		年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
		令和7年度	前年度比				
負担金補助及び交付金	三輪区	6,448,064	△12.7	7,386,181	7,658,973	6,719,242	4,561,204
	三輪婦人会	0	-	0	0	202,254	63,702
	三輪若杉子ども会	770,000	0.0	770,000	770,000	462,246	768,714
	三輪老人クラブ	581,800	△5.2	614,000	604,000	300,000	257,000
	三輪商店振興会	265,000	△1.9	270,000	263,082	278,750	90,545
	杉ヶ丘区	224,000	0.0	224,000	224,000	224,000	224,000
	計	8,288,864	△10.5	9,264,181	9,520,055	8,186,492	5,965,165
補償補填及び賠償金	川除区	10,095	0.0	10,095	10,095	10,095	10,095
繰出金	三田市一般会計	1,500,000	△38.3	2,429,622	1,500,000	1,500,000	1,500,000
合 計		9,798,959	△16.3	11,703,898	11,030,150	9,696,587	7,475,260

予備費については、（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費へ1,427千円充用されています。

2 附属資料

(1) 実質収支に関する調書

実質収支に関する調書は、次表のとおりとなっています。

(単位:円)

会計	区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰越すべき 財源	実質収支額	基金繰入額
	三輪財産区一般会計	31,893,924	29,121,733	2,772,191	0	2,772,191	0

※ 基金繰入額＝実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

当年度は、歳入歳出差引額が2,772千円の黒字で翌年度へ繰越すべき財源0円を差し引いた実質収支額は2,772千円の黒字となっており、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円となっています。

(2) 財産に関する調書

財産に関する調書における各財産の状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:㎡、㎡、個、件、円、台)

項目			年度	令和7年度末 現在高	令和7年度中 増減高	令和6年度末 現在高
公有地	土 地	宅地	(㎡)	2,266	0	2,266
		山林	(㎡)	76,526	0	76,526
		原野	(㎡)	4,295	0	4,295
		雑種地	(㎡)	364,797	0	364,797
		その他	(㎡)	1,162	0	1,162
		計	(㎡)	449,046	0	449,046
財産	建物	(㎡)	583	0	583	
	立木の推定蓄積量	(㎡)	98	0	98	
	動産	(個)	0	0	0	
	物権	(㎡)	0	0	0	
	無体財産権	(件)	0	0	0	
	有価証券	(円)	0	0	0	
	出資による権利	(円)	0	0	0	
	財産の信託の受益権	(件)	0	0	0	
	物品	(台)	0	0	0	
債権	(円)	0	0	0		
基金	(円)	198,517,177	4,722,000	193,795,177		

公有財産の状況を前年度と比較すると、土地が449,046㎡で増減なし、建物が583㎡で増減なし、立木の推定蓄積量が98㎡で増減なしとなっています。

基金の状況を前年度と比較すると、198,517千円で4,722千円(2.4%)の増となっており、この内訳は、全額が三輪財産区基金となっています。

他の財産は、該当なしとなっています。

3 むすび

当年度の三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算状況については、以上のとおりとなっています。

三輪財産区については、歳入決算総額3,189万円の内、272万円が前年度繰越金、2,900万円が三田ゴルフ㈱に対する土地貸付収入となっており、同貸付収入は三輪財産区における極めて重要な収入となっていることから、三田ゴルフ㈱との良好かつ適切な関係の維持を引き続き図り、三輪財産区の安定的かつ継続的な財源の確保に努めてください。

三田ゴルフ㈱は、三輪財産区から財産の貸付を受けることで事業を行っており、自然災害が発生した際には、被害を復旧しなければ事業を継続することが困難であると予測され、不測の事態に対する取り決めの不明瞭な部分について、これまでの決算審査では指摘してきたところですが、令和8年2月2日に締結された令和8年度以降の土地賃貸借契約において災害発生時等の取り決めが明確にされたことで、決算審査での指摘事項が改善されたことは評価しております。

次に、三輪財産区基金の管理については、1金融機関に対し1,000万円の定期預金により管理しているものが3件、1金融機関に対し2,000万円の定期預金により管理しているものが4件、1金融機関に対し2,000万円の定期預金に加えて6,852万円を普通預金で管理しているものが1件あり、全体で1億9,852万円が管理されています。前年度よりも定期預金を増やして、利率のよい金融機関への預金を多くするといった取り組みをされました。基金の管理については、今後も金利等の動向に注意しながら、ペイオフの全額保護の範囲内で最も確実かつ有利な方法となるよう取り組んでください。

なお、次に掲げる事項については、速やかに、改善等の措置を講じてください。

(1) 概括的事項について

これまでの決算審査等でも指摘しているところですが、今回の審査においても、不完全な事務が一部見受けられました。

各種事務については、地方自治法、三田市の条例・規則等の関係法令の規定に従い執行されるとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制の構築を図り、適正で効率的な事務に努めてください。

(2) 会計事務について

財産区の会計事務については、地方自治法施行令第222条及び同令第173条の3において、条例で三輪財産区の会計事務に関する特別の定めを設けていない場合は、三田市が定める三田市会計事務規則を準用して会計事務を行うものと解されています。

また、準用する三田市会計事務規則第3条第1項において「会計事務の指導統括に関する事務は、会計管理者が行う。」、同規則第51条第1項及び第72条第1項において、歳入歳出現金に係る保管及び支出命令を受けた際の支払については、会計管理者が行うものとされているところです。

このことから、三輪財産区の会計事務については、会計管理者の指導統括のもと行われるよう、早急に見直しを行ってください。

(3) 負担金補助及び交付金の執行について

三輪財産区は、三輪区内の各種団体に交付金として合計 5 団体829万円を交付しており、このうち、最も多額の団体は645万円となっています。令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間は合計4,122万円の交付金が交付されています。

当該財産区は地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、同法第296条の 5 第 1 項において「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。」と規定され、また、行政事例（昭和35年 4 月18日自丁行発第46号）では、財産区の財産又は公の施設の管理上必要な限度を超えた補助金の交付はできないとの見解が示されていることを考えると、この交付金の主旨・目的・内容・金額等の妥当性について、疑問を持たざるを得ないと考えます。

令和 7 年度においては、適正化に向け対象経費の一部見直しに取り組まれましたが、特別地方公共団体の有する裁量権の範囲内で合理的なものとなるよう、地方自治法の主旨を真摯に受け止め、交付金のあり方については十分かつ速やかに検討してください。

(4) あり方の検討について

三輪財産区は、特別地方公共団体であることから固定資産税・都市計画税は非課税であり、法人所得税等も課税されておられません。しかし、その所有地の大半はゴルフ場敷地であり、近年の地代収入は年間2,900万円に及びます。

一方、歳出は財産区の維持管理だけでなく、財産区内の団体に対する補助金交付が毎年約800万円から約900万円に及んでおります。補助金交付については従前に監査委員より指摘し、改善してきたところではありますが、一般市民の目線からすると、「収益があるのに税負担をせず、地区内に二重の行政サービスをおこなっているのではないか」「特別扱いではないか」等との疑念を抱かれないとも限らず、三輪財産区のあり方そのものに目が向いてきております。

民間公益法人については、平成18年に公益法人制度改革もなされて、受け皿としての一般財団法人や一般社団法人も整備されていることから、こうした公益法人への転換も含めた抜本的な法人のあり方を検討してください。